

岩手県告示第 872 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成 19 年 12 月 25 日から平成 20 年 1 月 24 日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局一関総合支局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 三菱マテリアル株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

(2) 代表者の氏名 井手明彦

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県一関市東山町長坂字羽根堀 50 番 3

3 産業廃棄物処理施設の種類 汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ（以上にあつては特別管理産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、廃油、動植物性残さ、ゴムくず、産業廃棄物を処分したに処理したもの（廃肉骨粉）

5 申請年月日 平成 19 年 9 月 3 日